

令和3年7月19日

国立能登青少年交流の家

食堂ご利用キャンセルの際の取扱いについて

食堂をご利用になられる皆様へ

平素より当施設食堂「グリルのと」をご利用いただきましてありがとうございます。

このたび、食堂利用（野外炊飯材料費を含む）をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに取り決めさせていただきますのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当施設食堂としてもご利用者様の事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後コロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、ご利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡いただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当施設食堂のサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセル・変更について下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ご予約をキャンセルまたは変更される場合は、ご利用日（利用初日）の1週間前〔例えば金曜日にご利用開始の場合は、その前週の金曜日〕の17時までにご連絡をお願いします。
- ご利用日の1週間前を過ぎたキャンセルは、キャンセル料として以下を徴収させていただきます。
 - ・食堂食に係る料金の30%
 - ・弁当・間食・野外炊飯に係る料金の100%
- 食数の変更についても、ご利用日の1週間前を過ぎた場合は、以下を徴収させていただきます。
 - ・食堂食10食以上の減：減少分料金の30%
 - ・弁当・間食：減少分料金の100%
 - ・野外炊飯3セット以上の減：減少分料金の50%
- 以下(1)、(2)においては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません（ただし、キャンセルまたは変更のご連絡をお願いします）。
 - ご利用者様お住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前を経過した後に発令された場合。
 - 天災等、ご利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。※ なお、ご利用者様の新型コロナウイルス感染に起因するキャンセルにおいては、上記(1)、(2)の場合を除き、キャンセル料のご負担が発生します。
- 本取扱いは、令和3（2021）年7月20日（火）から適用させていただきます。

本件に関する問い合わせ先：

国立能登青少年交流の家 事業推進係 TEL 0767 - 22 - 3121